

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件 一九〇
- 県営土地改良事業計画を定めた件 一九〇
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 一九一
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 一九二
- 道路の区域を変更する件二件 一九三
- 落札者を決定した件 一九四
- 福島県人事委員会
職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 一九五

告 示

福島県告示第三百十号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津宮川土地改良区から令和七年四月四日付けて申請のあった定款の変更について、同月十四日認可した。

令和七年四月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

福島県告示第三百一十一号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、荒屋郷地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））

を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和七年四月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年四月二十三日から
同 年五月十二日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
浅川町役場
- 四 その他
この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年四月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部弥太郎 麻目佐助 芦ノ原坪共有総代五十嵐久平 渡部美和子 小山マリ子 小山寅重 佐藤徳美 佐藤タカ 佐藤ブン 佐藤慶藏 佐藤庄吉 佐藤政吉 佐藤要藏 室井モヨ 室井駒藏
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和七年福島県告示第三百七十七号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

福島県告示第三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年四月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
佐川豊作 西郡忠助 西郡藏吉 西郡長太 星喜定 赤塚半五郎 赤塚甚吉 中根秀五郎 片寄喜助 片寄新八郎 片寄清 林石藏 林萬次郎 林龍治 和田捨次郎 長谷川忠一 根本竹次郎 草野ヨネ 草野豊一 鈴木マツ 草野末吉 榎田庄藏 草野正一郎 長谷川ミノ 草野剛 日西清長 草野鉄夫 大橋時宗 柳内芳弥 荻野一之 白井一郎 野村四郎 佐久間盛男 大榎森司 吉田俵造 草野長治 高木嘉章 佐藤佐内 猪狩源一 柳内ステ子 秋場武一 両角久衛 上平孝秀 坂本アイ子 藤三郎 草野セイ 西山清三 熊谷長重 鈴木三男平 柳内絹子 大榎武雄 福田シン 岸本良平 松本次雄 金沢吉次 小林猪三郎 松本司郎 平沢勝巳 草野眞平 大曾根満 草野栄行 草野清 渡辺ハナエ 野川譲 高木保 草野エイ 田久一寿郎 草野登 井戸川チヨ 柳内林平 佐藤政光 佐藤金與 国井一郎 草野広文 齊藤徳二 草野三次 丹野政男 鈴木ヤイ 鈴木定助 鈴木武雄 浅田金吾 鈴木一栄 長塩友吉 大河原徳衛 松本良一 岩佐博 市毛政好 中野新 佐藤誠 渡辺義信 中柴十一郎 面川仁助 佐藤三男 草野正一 菊地ミツエ 鈴木慶助 小野忠仁 神勇吉 鈴木登 佐藤千代 鈴木末雄 門間門藏 草野シナ 高木利政 渡辺房一 志田恒政 飯野夏雄 坂本勝重 松本義顕 沢田徳寧 渡辺秀治 佐藤重二 荻野茂男 高木與四郎 丹野勝美 渡辺長治 小松雅孝 渡辺重寿 草野勇 草野昌光 草野一郎 草野政春 関口健一 佐藤博 吉田昭 平山九兵衛 大平正 大平忠一 仲野谷稔 兼木一男 大平敏子 鈴木一郎 鈴木丈夫 大平喜三 鈴木春次郎 箱崎ヤス 制野銀四郎 鈴木務 鈴木繁造 鈴木義治 箱根清 草野綱次郎 箱根春雄 柳内良策 飯沢與助 佐々門秋志 飯沢豊次 田久寛一 国井勝蔵 田久亀吉 中村幸助 菅波登 山田金助 草野高保 草野好 柴崎徳夫 柴崎正 足立金一郎 武田清 菅波忠男 菅波寿子 田久一義 鈴木勇 鈴木スエ 草野定信 藤井正男 愛川義男 鈴木高義 鈴木年丸 能谷ハナ 川名茂重 高木重勝 小野武雄 阿部初 渡辺武夫 佐藤森義 伊藤喜夫

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年農林水産省告示第七百十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第三百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

Table with 4 columns: 路線名, 区 間, 変更前の変更後, 敷地の幅員 (メートル), 延 長 (メートル). Rows include 一般国道 一・二一号 and 南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲四六番地先から同 郡同 町大字湯野上字大道通甲一番一 地先まで.

（道路計画課）

福島県告示第三百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

Table with 4 columns: 路線名, 区 間, 変更前の変更後, 敷地の幅員 (メートル), 延 長 (メートル). Rows include 南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲一四番一 地先から同 郡同 町大字湯野上字大道通甲一一七

（森林保全課）

公 告

(道路計画課)

| | | |
|----------------|---|----------------|
| 番一 地先 まで | 南 会津 郡下 郷町 大字 湯野 上字 大道 通甲 一〇 八番 地先 から | 番一 地先 まで |
| | 同 郡同 町大 字湯 野上 字大 道通 甲一 一七 | |
| | 変 更後 | |
| | 九・六 〇・三 | |
| | 一 八 一 ・ 五 | |

公告第82号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年4月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) コピー用紙 A 4 （2,500枚入） 予定数量24,000箱
 - (2) コピー用紙 A 3 （1,500枚入） 予定数量1,310箱
 - (3) コピー用紙 B 4 （2,500枚入） 予定数量1,260箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
 令和7年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
- 5 落札金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり2,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり2,400円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 1箱当たり3,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年2月14日

(入札用度課)

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月二十二日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第九号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第六の一の表中「福島県双葉警察署夜の森駐在所」を「福島県双葉警察署夜の森駐在所」に改める。

駐在所

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

(採用給与課)